

## 令和2年度 男女共同参画の視点で進めるまちづくり支援事業助成金交付について

### 〔助成対象活動実績報告書の提出について〕

#### 1. 提出期限

助成対象活動完了の日から1ヶ月以内に実績報告書および助成金交付請求書を提出してください。ただし、最終提出日は令和3年3月12日(金)(厳守)となります。期日を過ぎると助成金の取消や返還を求める場合もありますので、遅れないようご提出ください。

#### 2. 提出物

実績報告書・・・・・・・・・・1部

(その他添付資料：チラシ、プログラム、配付資料、図録等の印刷物、写真、新聞・雑誌等の掲載記事)

助成金交付請求書・・・・1部(助成金額確定通知を受け取った後にご提出ください)  
支出における領収書の写し

#### 3. 助成対象活動の内容や収支予算等に変更が生じる場合の留意点

活動に変更が生じることが分かった場合(活動日・期間の変更、活動内容の変更、収支予算の大幅な変更があった場合等)は、あらかじめご連絡のうえ、変更申請書を提出してください。なお、変更の内容によっては、助成金の交付をしないことや減額することもあります。

### 〔助成活動である旨の表示〕

助成対象活動について、新聞・雑誌等の広告、チラシ・ポスター、プログラム、図録等に『三重県男女共同参画センター助成事業』である旨の記載を忘れずお願いします。

例) (公財)三重県文化振興事業団  
(三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」)助成事業  
助成：(公財)三重県文化振興事業団  
(三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」)

### 〔助成金額の確定及び通知〕

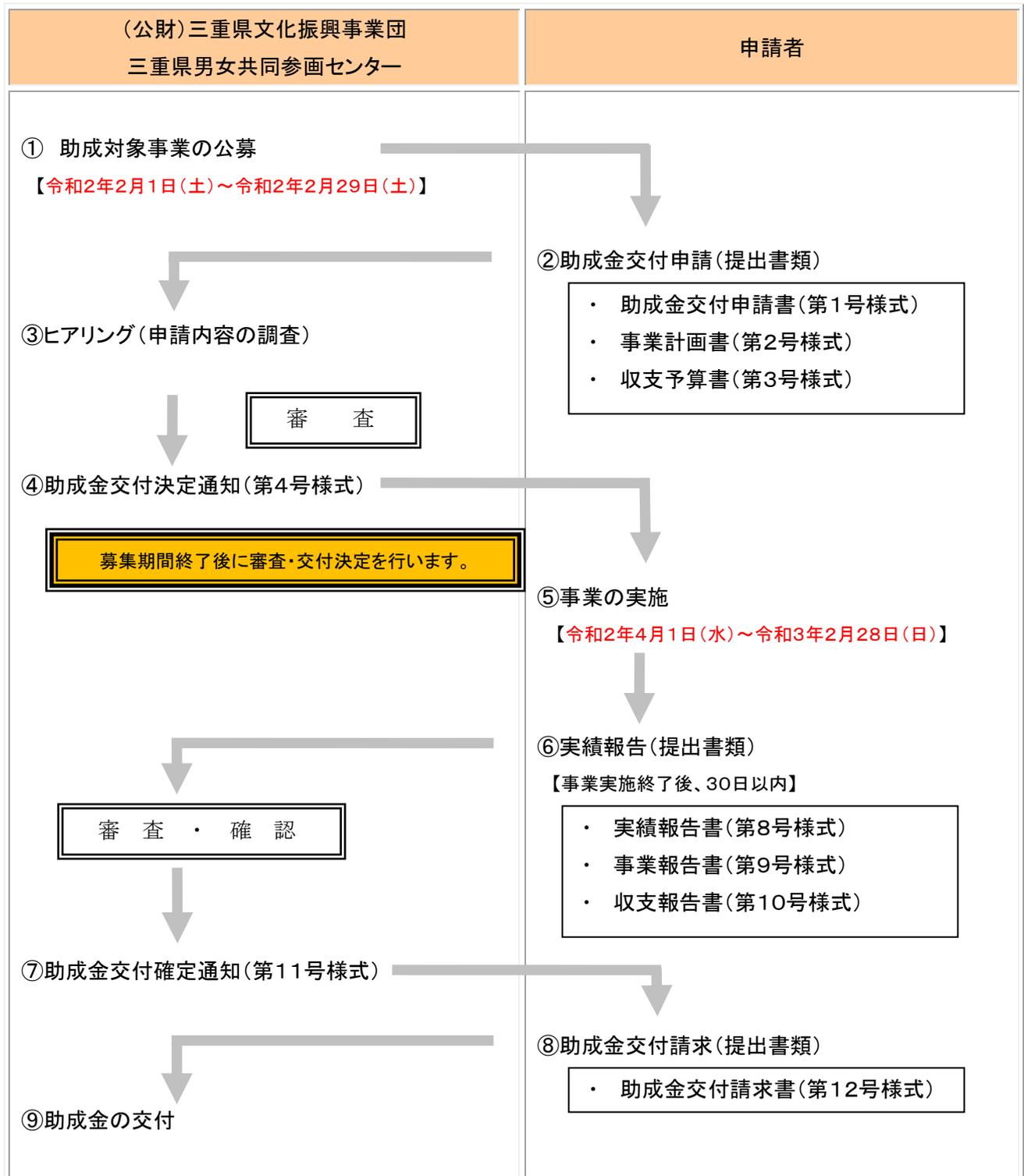
「実績報告書」提出後、内容を審査し、特に問題のない場合は助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書通知いたします。

助成金額の確定後、「助成金交付請求書」に基づき、指定口座に振り込みます。

### 〔関係書類の保管〕

助成を受けた団体等は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および領収書等の証拠書類を、助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管してください。当事業団への提出書類についても、必ず写しを取り保管してください。

〔助成金交付に係る事務手続きの流れ〕



(注意事項)

助成対象活動の内容に重要な変更が生じた場合、または活動を中止(廃止)しようとする場合は、所定の手続きを行う必要があります。